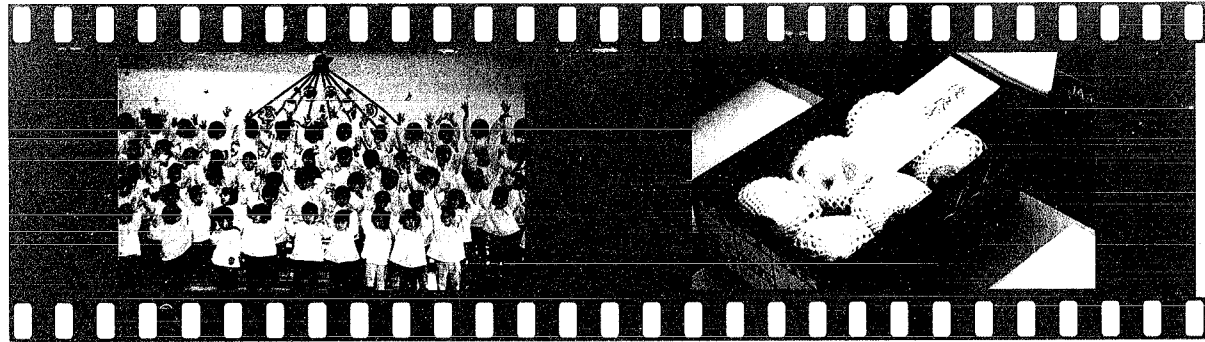
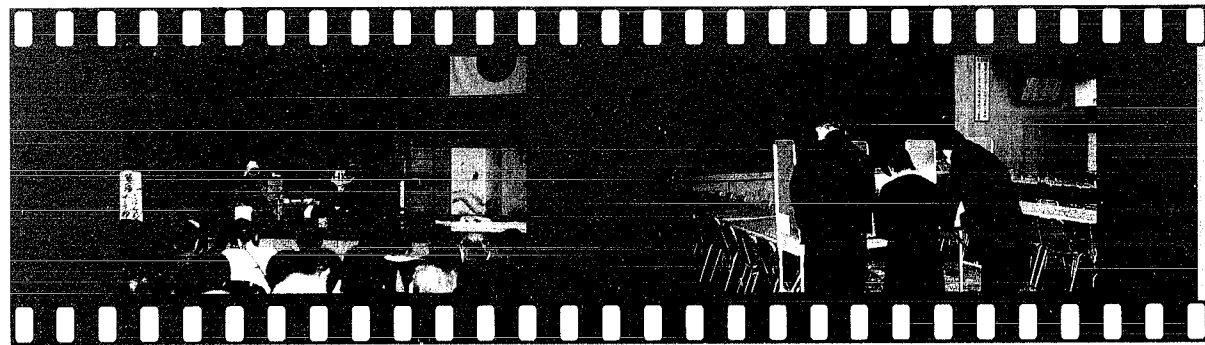


12月のできごと



発表会。おとうさん、おかあさん
「頑張って唄うから、
ちゃんと写真撮ってねー」

洋梨の貴婦人と呼ばれる
ル・ルクチエの品評会がありました。
今年は豊作で味も香りも最高です。



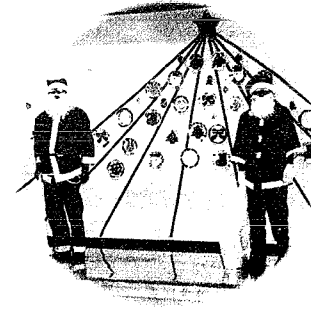
社会福祉大会に「あんみつの会」
(新潟市板井地区)さんから介護劇
を披露。「心と身体の健康」を考
えさせられました。

生徒会役員選挙が行われました。
将来のために一票の重さを感じ
てほしいと願います。



今年も月潟の観光に一役かった
保存電車。
冬到来で少しの間、お休みです。

児童が考えたゲームで遊ぶ月小
まつり。テレビゲームとはひと
味違うおもしろさを発見。



サントが保育園にやってきました
12月24日(水)、保育園にサ
ントのおじさんが大きな袋に
たくさんプレゼントを持って
やってきました。
園児ひとりひとりにプレゼ
ントは渡され、園児達は満面
の笑顔で受け取り大喜びでし
た。
子育て教室に参加している
子供達はビックリし、泣きだ
す子もいました。

寄付をありがとうございました

このたび
匿名のSさん
より図書券をいただきました。
図書券は、保育園で活用
させていただきます。
Sさんは20年近くクリスマ
スに保育園に図書券を贈り続
けておられます。
今年も園児達に「風邪、事
故等に気をつけて元気いっ
ぱい遊び、学んで下さい。」と
手紙が添えられていました。
ありがとうございます。

1月10日は

110番の日

110番は、「緊急通報用の
電話」として使われています。
110番には
●事件・事故の遭遇時、又は
目撃時
●道路で倒れている人を見た
時
●暴走族等を発見した時
●その他、早急に警察に知ら
せたいことがある時
といった緊急の場合かける
ようにしましょう。

架空請求は無視しましょう!

最近、左記のような「最終通告書」が不特定
多数に理由なく送りつけられています。
このような請求は何も不安に思う必要はあり
ません。
このはがきは実際に送られたものを村民の方
からお借りしたものです。

このような請求があった場合は?

身に覚えがなければ支払う必要はありません。
無視してください。
決して電話をかけてはいけません。
過去に何か利用したことなどがあってもあわ
てず冷静に考えましょう。
県消費生活センターにも架空請求関係の相談
が急増しています。

相談先
県消費生活センター ☎285-4196



最 終 通 告 書

前略、御急ぎ申し上げます。
この度、貴方様から現在御利用頂いている様々の金融機関の
方々から、債権回収の依頼を受理しました。〇〇事務所と
申し上げます。早速では御座いますが、現在貴方が御利用さ
れている金融機関での御契約条項の「期限の利益の喪失」に該
当している事は十分御察しの事と存じます。
よって、貴方様はこれ以上御支払いをする意思が無いと判断
させて頂いた末「金融法第二十四条 債権譲渡等の規制」によ
り貴方様の債権回収業務を強制的に実行させて頂きます。
これと同時に、御利用されている金融機関の全停止処分、信
用情報機関へのブラックリストとしての登録、さらに財産と給
与の差し押さえ等も行うことも付け加えさせて頂きます。
尚、貴方様には既に一括請求が命じられていますので、本日
中に御入金、御連絡が無き場合は、弊社特別地方回収員が御自
宅、勤務先は勿論の事、御親族関係者方々等に早急にお伺い、
御相談させて頂く事になりますので御了承下さい。
しかし、貴方様の誠意遺憾によりましては御相談等に応じる
ことも可能ですので、もし早期解決をお考えであれば至急下記
まで御連絡を下さいます様宜しく御願ひ申し上げます。
御 連 絡 先
090-0000-0000
090-0000-0000
受付時間 午前9:00~午後2:30
債権代理人 〇〇事務所
(〇〇債権回収協会加入)
(〇〇債権調査組合加入)
* 尚、重要書類等は御入金確認後の郵送となりますので、御
承知御願ひ申し上げます。